

理事会会議資料

(平成24年度第4回)

平成25年3月28日(木)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成24年度第4回神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成25年3月28日(木)

午前10時00分より

場 所：神栖市保健 福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 補欠評議員の選任について

議案第2号 長期休暇中の知的障がい児預かり支援事業実施要項(案)の制定について

議案第3号 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会常勤職員就業規則の一部改正(案)について

議案第4号 平成25年度神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

議案第5号 平成25年度神栖市社会福祉協議会一般会計資金収支予算(案)について

議案第6号 平成25年度神栖市社会福祉協議会公益事業特別会計資金収支予算(案)について

議案第7号 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款の一部変更(案)について

報告第1号 ホームヘルプサービス神栖社協運営規程の一部改正について

報告第2号 神栖社協地域生活支援センター運営規程の一部改正について

6. 閉 会

議案第1号

補欠評議員の選任について

<提案理由>

平成24年12月31日付で民生委員・児童委員を退任された笹本富美子評議員の後任として、評議員選任規程第4条の規定に基づき別紙(案)のとおり選任をするものですので、ご審議の上同意願います。

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年 3 月 2 8 日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成24年度 第 4 回 理事会

評議員選任案

役職名	前任者氏名	後任評議員選任案	
		氏名	区分(所属・役職等)
評議員	笹本 富美子	鈴木 初枝	福祉活動の地域別代表者(神栖市連合 民生委員児童委員協議会より推薦) 波崎一中地区民生委員

任期：平成25年3月29日より平成26年3月31日まで(残任期間)

議案第2号

長期休暇中の知的障がい児預かり支援事業実施要項(案)の制定について

<提案理由>

現在、本会が神栖市より受託している「知的障がい児放課後支援事業」を利用する、鹿島特別支援学校の児童生徒を対象とした、夏季休業、冬季休業等長期休暇中の日中一時預かり支援について、平成25年度より新たな自主事業として展開しようとするものです。

事業の実施理由及び支援内容を、別紙「事業企画書」「実施要項(案)」としてまとめましたので、ご審議の上議決願います。

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年 3 月 2 8 日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成24年度 第4回 理事会

(議案第2号関係)

鹿島特別支援学校に通う知的障がいのある児童・生徒の 長期休暇中における預かり支援事業企画書

本会は、市障がい福祉課の要請を受け、波崎地区から鹿島特別支援学校に通う児童・生徒を対象とした知的障がい児放課後支援事業(通称「やまぼうし」)を平成22年度より受託している。スタートからまもなく三年に至るが、試行錯誤しながらも安全確保と一人ひとりの特性にあわせた支援を心掛け、短い時間ではあるが利用児童の笑顔を糧として、成長の一端を垣間見る喜びを味わうことができている。

しかし、一方では利用児童の多くがコミュニケーションの取り方や集団行動に難しさを抱えていること、生活リズムや社会生活を学んでいる途上にあり環境変化や周囲の状況に影響されやすいこと、障がいの特性によってはパニックや自傷、他害行為等が懸念され常時見守りが必要になることなど、他とは比較できないデリケートな問題を含んでいることも実感してきた。さらには思春期等を迎えた子どもの変化に戸惑う保護者の姿や不安を目の当たりにするなかで、改めて地域における支援体制整備の必要性を痛感させられた。現在「やまぼうし」では夏休み等の預かり支援を実施していないが、家族だけで長時間、長期に関わることによる当該児童や家族のストレスや負担増など、弊害が大きくなることは予想に違わない。

市内には、小学1年生から3年生を対象とした『学童保育 どんぐりクラブ』があり、長期休暇中における預かり支援も各学校区単位で確立されている。この事業の要項上は鹿島特別支援学校に通う児童も利用可能ではあるが、学校が違うことや集団行動の難しさ等もあり実際の利用は困難である。

現在、神栖市内から鹿島特別支援学校(282名在籍)に通学している児童・生徒は114名で、5市(鹿嶋・銚田・潮来・行方・神栖)の中で最も多いが、市内及び近隣の長期休暇中における障がい児童を対象とした預かり支援事業所の受入体制は必ずしも充分とはいえない現状にある。

特に波崎地区においては近隣事業所を利用したくても送迎に時間がかかる、利用回数に制限があるなどマイナス条件が重なり、使い勝手の悪い状態を余儀なくされている。そのため、「やまぼうし情報交換会」等においても長期休暇中における預かり支援に対する要望が話題にあがっていた。

これらを受け24年11月に「やまぼうし」保護者宛にアンケート調査を実施したところ、返信のあった全ての世帯が長期休暇中の預かり支援を『必要』と回答されていた。【長期休暇中は利用したい施設がどこも一杯で、何日も続けて家にいると本人も飽きてしまうので、短時間でも利用できることはとてもありがたい。】【できれば週5日希望だが、週に1日でもやってもらえれば助かります。】等の意見も寄せられており、改めてニーズの高さを伺い知る結果となった。

障がい児童の社会参加の観点からみても早急な体制整備が望まれる分野ではあるが、市の委託事業としての範囲拡大は難しい状況にある。また、自閉症、発達障害などコミュニケーション等に特別な配慮の必要性が高いことから実施場所・人材・財源等の課題が大きく、民間事業所の参入が見込めないことが障害者自立支援協議会の報告からも推測される。

以上を鑑み、家族の精神的、肉体的負担の軽減や安心感の確保、不公平感の是正等、今、目の前にある課題に対処するには、社会福祉協議会として市民の皆さまの後押しのもとに事業展開していくことが、現時点ではもっとも有効な手段であると考えられる。

そこで本会では、市障がい福祉課と連携を図りながら現行の「やまぼうし」スタッフと場所を活用し、安全確保を最優先に長期休暇中(夏季・冬季・春季)における預かり支援事業に取り組んでいきたいと考えている。なお、本事業は神栖市社会福祉協議会の独自事業として、かかる経費は市民からの会費、寄付金を充当させていただく予定でいる。

(文責：波崎支所地域福祉推進センター長 篠塚 たか子)

長期休暇中の知的障がい児預かり支援事業実施要項（案）

（目的）

第1条 この事業は、知的障がい児を養育している保護者が学校の長期休暇中における一時的な預かり支援を必要とするときに、長期休暇中の知的障がい児預かり支援事業（以下「事業」という。）を利用することにより、その家族の身体的および精神的な負担を軽減し、地域福祉の向上に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会とする。

（事業内容）

第3条 この事業は県立鹿島特別支援学校の長期休暇中（夏季・冬季・春季休暇）における一定時間を、所定の場所において過ごす支援を行うものである。

（事業の実施時間および実施日）

第4条 この事業の実施時間は、午後2時から午後5時までの間とする。

2 この事業の実施日は、長期休暇中（夏季・冬季・春季）の土曜日、日曜日、国民の祝祭日及び8月13日から8月16日の間、並びに年末年始（12月29日から1月3日までの間）を除いた平日を原則とする。ただし実施するにあたり不都合な事由が生じたときは休業とする場合がある。実施日は毎年度ごとに別に定めるものとする。

（実施施設）

第5条 この事業は原則として、はさき福祉センターにおいて実施するものとする。

（対象者）

第6条 この事業の対象者は、神栖市より本会が受託している知的障がい児放課後支援事業の利用登録者とする。

2 この事業を利用する場合は、長期休暇中の知的障がい児預かり支援事業利用登録申請書（様式第1号）を会長に提出し登録が完了した者とする。

3 この事業を利用できる者は、一日3名までとする。

4 一人あたりの利用回数の制限は毎年度ごとに提示する。ただし空きがある場合や緊急避難的な利用については制限の限りではない。

（利用料）

第7条 この事業の利用料は、一回300円とする。

2 利用者の保護者は、各長期休暇終了後に請求をうけた日から換算して10日以内に利用料を納付しなければならない。

（利用制限等）

第8条 会長は、この事業を利用する者のうち下記のいずれかに該当するときは、利用の制限または停止

をすることができる。

- (1) 医療行為が必要なとき。
- (2) 各種理由により本事業になじまないとき。
- (3) 施設への損害または個人に危害を加えたとき。
- (4) その他児童が精神的または身体的に苦痛等を感じると判断されるとき。

(保 険)

第 9 条 保険は利用者個人がなんらかの障害、賠償責任保険に加入していることを前提とし事故あるときはその保険で対応する。ただし本会の善管注意義務違反による事故については、本会が加入する保険で対応する。

(守秘義務)

第 10 条 実施主体である社会福祉法人神栖市社会福祉協議会は、この事業により知り得た個人情報等について守秘義務を負うものとする。

(保護者会等への参加)

第 11 条 利用者の家族は、この事業の円滑な運営のため必要に応じ保護者会等が開催された場合は、参加するよう努めなければならない。

(補 則)

第 12 条 この実施要項に定めのない事項に関しては、会長が別に定める。

付則

- 1 この要項は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会常勤職員就業規則の一部改正(案)について

<提案理由>

改正労働契約法の25年4月施行を受け、今後は非正規職員においても長期雇用を想定した雇用形態を整備する必要が生じています。今回は本会常勤職員の給与、手当等に関して、近隣市社協や市内の同業他法人との処遇均衡化をはかりながら、現在介護・相談現場の最前線を担う常勤職員が少しでも将来に希望を持って、本会職員として長く働きたいと思える環境整備をしようと、下記の項目について別紙(案)の通り改正しようとするものであり、ご審議の上議決願います。

<主な改正箇所>

- 常勤職員として5年以上勤務した者を対象に、最大で退職時基本給の5ヶ月分を「退職手当」として支給する制度の創設(第24条及び別表6)
- 業務内容に基づく「職務手当」「賞与の職務加算」について、現在の従事状況に合わせ整理、統合(別表3及び4)

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年 3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成24年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 常勤職員就業規則 改正案 (1 / 3)

変更前の条文	変更後の条文 (案)
<p>(職員の賃金)</p> <p>第 24 条 職員の賃金は次の通りとし , 金額は別表 2 の通りとする。</p> <p>(1) 基本給 (2) 通勤手当 (3) 時間外手当 (4) 休日労働手当 (5) 深夜労働手当 (6) 特殊勤務手当</p> <p>(賞 与)</p> <p>第 25 条 職員の内 , 1 日 3 6 . 2 5 時間週 5 日勤務の職員で基準期間に在職し , かつ賞与支給日に在職する者に対して , その勤務成績 , 職務内容 , 勤務日数等を考慮し支給する。</p>	<p>(職員の賃金)</p> <p>第 24 条 職員の賃金は次の通りとし , 金額は別表 2 の通りとする。</p> <p>(1) 基本給 (2) 通勤手当 (3) 時間外手当 (4) 休日労働手当 (5) 深夜労働手当 (6) 特殊勤務手当 <u>(7) 退職手当</u></p> <p><u>勤続 5 年以上の職員が退職したときは , 別表 6 の定めにもとづき退職金を支給する。</u></p> <p>(賞 与)</p> <p>第 25 条 職員の内 , 1 日 3 6 . 2 5 時間週 5 日勤務の職員及び<u>ケアプラン作成業務に従事する職員</u>で基準期間に在職し , かつ賞与支給日に在職する者に対して , その勤務成績 , 職務内容 , 勤務日数等を考慮し支給する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は , 平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(改訂則 1 8 号)</u></p>

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 常勤職員就業規則 改正案 (2 / 3)

別表3 (第24条関係「職務手当」) 及び別表4 (第25条関係「賞与の職務加算」)

業 務 内 容	職務加算割合
サービス提供責任者 (人的掌握, 技術管理, 請求報告事務, 加重的時間外, 管理事務)	30%
サービス提供責任者 (人的掌握, 技術管理, 請求報告事務, 加重的時間外, 相談支援業務)	25%
サービス提供責任者 (人的掌握, 技術管理, 請求報告補助事務) <u>相談支援業務従事者 (精神・発達)</u>	20%
サービス提供責任者 (人的掌握, 技術管理) 特に業務加重のかかるホームヘルプサービスチームリーダー 特に業務加重のかかるデイサービスチームリーダー 特に業務加重のかかる福祉作業所チームリーダー	15%
ケアプラン作成業務従事者 ホームヘルプサービスチームリーダー デイサービスチームリーダー 福祉作業所チームリーダー	10%

別表5 (第26条関係「特別休暇等の取扱い」)

休暇等の種類	給与の有無	常勤 3100	常勤 3375	常勤 3625
介護休暇	<u>無</u> <u>給</u>	就業規則第21条に記載		

取消線：削除。太字下線：追加

以下の別表を追加

別 表 6 (第 2 4 条関係)

常勤職員の退職手当

1 退職手当の額は、常勤職員として勤続した年数に応じて、下記に定める額を上限とする。

通算勤続年数	退職金の額 (上限)
5 年以上 1 0 年未満	退職時の本給月額 × 1 . 0
1 0 年以上 1 5 年未満	退職時の本給月額 × 2 . 0
1 5 年以上 2 0 年未満	退職時の本給月額 × 3 . 0
2 0 年以上 2 5 年未満	退職時の本給月額 × 4 . 0
2 5 年以上	退職時の本給月額 × 5 . 0

2 退職手当は、支給事由の生じた日から 3 カ月以内に、退職した職員 (死亡した場合はその遺族) に支給する。

3 勤続年数は、本会常勤職員として勤務した期間を通算する。

- ・ 育児休業、介護休業を取得した期間は、その期間の 2 分の 1 を勤続年数に通算する。
- ・ 私傷病により療養、休職した期間は通算しない。
- ・ 通算期間に 1 年未満の端数がある場合は、10 月未満は切り捨て、10 月以上はこれを 1 年とする。

4 次の各号に該当するときは、退職金の全部または一部を支給しないことがある。なお、すでに退職金が支給されている場合には、その全額または一部の返還を求めることができる。

- (1) 第 28 条第 6 号または第 7 号に該当する退職の場合
- (2) 第 30 条にもとづく自己都合退職手続がされない場合
- (3) 第 43 条 (6) により懲戒解雇された場合
- (4) 勤務に忠実でなく、または不正の行為により退職した場合
- (5) 在職中の行為に、懲戒解雇に相当する行為が発見された場合

議案第4号

平成25年度神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

<提案理由>

定款第15条第1項の規定に基づき、平成25年度本会事業計画(案)を、別添「平成25年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり策定しました。

なお、本会が実施する「居宅介護支援事業」の今後のあり方について、別紙により提案させていただいておりますので、併せてご審議の上、議決願います。

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成24年度 第4回 理事会

(議案第4号関係)

居宅介護支援事業の今後の在り方に向けた提案

居宅介護支援事業は、平成12年にスタートした公的介護保険制度の要として全ての市町村に必要となり、社会福祉法の施行とともに規制緩和によって民間営利企業が実施できる状況となりました。しかしながら、当時の旧神栖町にどれだけの事業者が参入してくるかが不透明な状況で、町からの要請もあり社協として事業を開始することになりました。

平成12年度当初の町内の事業者は社協を含めて5カ所で、旧神栖町内の介護保険サービス利用者への不利益が発生しないだけの事業者数が確保されました。

この時の神栖社協による事業者としての実施目的は「介護保険サービスを必要とする高齢者世帯のミニマムサービスの確保」で、民間事業所との競争によって事業の拡大を図り収益を増強しようとするものではなく、上記の目的により介護保険事業に参入し、平成24年度末までに15,417プラン(1,186プラン/年平均・98プラン/月平均)を作成してきました。

この間、平成12年度からの13年間で旧波崎町との合併もあり、市内の居宅介護支援事業者数は5カ所から21カ所に増加、市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に見込まれた年次別対象者数に充分に対応できるだけの事業者が確保されるまでになりました。

社協は、その財源の土台を市民や法人からの会費と寄付金としており、更に市からの助成金によって支えられた組織である以上、市民や民間事業者にとって常に中立公正であることを求められます。また、全ての事業の実施根拠を明確に説明できるものでなければなりません。これまでも当該事業のように、「どれだけの事業者が参入するか不透明である」ことから福祉用具貸与事業所や訪問入浴事業所を開設しましたが、いずれも市内に事業者が確保された段階で、利用者の民間事業所利用を支援し終了してきました。

今日の神栖社協事業は、精神障害者の地域生活支援や発達障害児の早期療育支援事業、知的障害児の放課後支援事業やファミリーサポート事業等々といった、民間営利企業では採算が合わないことから誰も手がけることができない事業や、市の事業としてより専門的対応を求められることから社協に委託された事業を中心としており、更にそれぞれの事業の充実・強化を当事者家族や市から強く求められる状況となっております。

以上のことから神栖社協の居宅介護支援事業については、社会資源の確保がなされたこと、本会が民間福祉事業者を応援する立場にいること、「事業者である社協と社協の会員である他の事業者との関係」や「居宅介護支援サービスを利用している地域住民と事業者である社協との関係」という二重の利益相反を無くすこと、第3次地域福祉活動計画(p22)に基づき民間と肩を並べる取り組みを無くし少数者のニーズに応える事業を強化していくこと、等々を主たる要因とし、平成25年度の1年間をかけて順次利用者の不利益にならないよう民間事業所利用移行を推進し、年度末の事業終了を目指すことが会費・寄付金・助成金に支えられた社会福祉法人のあり方として適切であると考えられます。

なお、事業終了後のケアマネジャー3名については、経験豊富なソーシャルワーカーとして、今後も充実を求められる精神障害・発達障害児者支援及び子育て支援等のスタッフとして活動していただくことが、市民、民間事業者、行政、神栖社協にとっても有益であると考えます。

(文責：事務局長 橋田 勝)

議案第5号

平成25年度神栖市社会福祉協議会一般会計資金収支予算(案)について

<提案理由>

経理規程第13条の規定に基づき、平成25年度一般会計資金収支予算(案)を、別添「平成25年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、一部事業において資金に不足が生じる可能性があり、財政調整積立金の一部処分を行うこととしておりますので、併せてご審議の上、議決願います。

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成24年度 第4回 理事会

議案第6号

平成25年度神栖市社会福祉協議会公益事業特別会計資金収支予算(案)について

<提案理由>

経理規程第13条の規定に基づき、平成25年度公益事業特別会計資金収支予算(案)を、別添「平成25年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しましたので、ご審議の上議決願います。

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成24年度 第4回 理事会

議案第7号

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款の一部変更(案)について

<提案理由>

平成23年8月に社会福祉法が改正されたことに伴い、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないものに限り、所轄庁が平成25年4月1日から、県から市へ移行されることに伴い、条文中の「茨城県知事」を「神栖市長」に変更するものです。ご審議の上議決願います。

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年 3 月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成24年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 定款変更案

変更前の条文	変更後の条文（案）
<p>(監事による監査)</p> <p>第 13 条</p> <p>2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び茨城県知事に報告するものとする。</p> <p>(基本財産の処分)</p> <p>第 22 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を経て、茨城県知事の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、茨城県知事の承認は必要としない。</p> <p>(解 散)</p> <p>第 30 条</p> <p>2 社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、茨城県知事の認可又は認定を受けなければならない。</p> <p>(合 併)</p> <p>第 32 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、茨城県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 33 条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、茨城県知事の認可(社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。</p> <p>2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(監事による監査)</p> <p>第 13 条</p> <p>2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び<u>神栖市長</u>に報告するものとする。</p> <p>(基本財産の処分)</p> <p>第 22 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を経て、<u>神栖市長</u>の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、<u>神栖市長</u>の承認は必要としない。</p> <p>(解 散)</p> <p>第 30 条</p> <p>2 社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、<u>神栖市長</u>の認可又は認定を受けなければならない。</p> <p>(合 併)</p> <p>第 32 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、<u>神栖市長</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 33 条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、<u>神栖市長</u>の認可(社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。</p> <p>2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を<u>神栖市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>附則(平成 25 年 4 月 一部改訂 改訂第 98 号)</p> <p>1 この定款は、定款変更認可日をもって施行する。</p>

報告第1号

ホームヘルプサービス神栖社協運営規程の一部改正について

<提案理由>

障害者自立支援法及び関係法令の改正（平成23年10月、24年4月）で創設された「同行援護事業」への対応に備え、所轄庁へ事業所の指定申請（同事業の追加）を行うにあたり、本規程を一部改正し、別紙の内容で平成25年4月1日からの施行としましたので報告いたします。

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

報告第2号

神栖社協地域生活支援センター運営規程の一部改正について

<提案理由>

障害者自立支援法の改正（平成24年4月）により、障害福祉サービス等利用計画の作成対象者が拡大されたことと、事業の名称が一部変更されたことを受け、指定特定相談支援事業所として本会が実施する事業内容、対象範囲にかかる本規程の一部を改正し、別添の内容で平成25年4月1日からの施行としましたので報告いたします。

平成25年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男